



# 米国株式モニターファンド

愛称: **ベクター博士**  
(追加型投信/海外/株式/特殊型)

[投資信託説明書(交付目論見書) | 2018.10.11]

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
追加型	海外	株式	特殊型	その他資産 (有価証券店頭 指数等先渡取引)	年1回	北米	その他 (ベクター戦略)

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「米国株式モニターファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年4月13日に関東財務局長に提出しており、2018年4月14日にその効力が生じております。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

## 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

### T&Dアセットマネジメント株式会社

設立年月日:1980年12月19日 資本金:11億円  
(資本金、運用純資産総額は2018年7月末日現在)

<照会先>

電話番号:03-6722-4810 インターネットホームページ:<http://www.tdasset.co.jp/>  
(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第357号  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:11,458億円

## 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### 三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 成長が期待される米国株式(S&P500)およびS&P500VIX短期先物指数(以下、「VIX先物指数」といいます。)\*<sup>1</sup>を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ファンドでは「ベクター戦略」の投資成果を実質的に享受する運用を行います。ファンドにおける「ベクター戦略」とは、S&P500エクセスリターン指数およびVIX短期先物エクセスリターン指数を投資対象として、一定のルールに基づき、日次でその投資配分を調整する投資戦略です。両指数の投資配分比率は、The S&P 500 Dynamic VEQTOR Index(以下、「ベクター指数」ということがあります。)\*<sup>2</sup>と同等となることを目指します。なお、エクセスリターン指数とは、参照する指数のトータルリターンからキャッシュ運用のリターンを控除したリターンを指数化したものです。
- 実際の運用にあたっては、有価証券店頭指数等先渡取引\*<sup>3</sup>を活用し、米国の代表的な株価指数の一つであるS&P500のリターンを指数化したS&P500エクセスリターン指数およびVIX短期先物エクセスリターン指数への実質的な投資効果を享受します。\*<sup>4</sup>
- ファンドの投資元本については円建てとなりますが、有価証券店頭指数等先渡取引の損益部分についてのみ米ドル建てとなるため為替変動リスクが発生します。

※1 VIX(ヴィックス)指数(CBOE Volatility Index)とは、米国の主要株価指数の1つであるS&P500のオプション取引の値動きをもとにCBOE(シカゴオプション取引所)が算出・公表するものであり、数値が高いほど投資家が相場の先行きに不確実性を感じているとされます。

VIX(ヴィックス)短期先物指数とは、先物決済日までの加重平均残存日数が約1ヵ月程度になるようにCBOEに上場されているVIX指数先物の第1限月物や第2限月物で構成される指数です。

※2 The S&P 500 Dynamic VEQTOR IndexはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)およびThe Chicago Board Options Exchangeの商品です。

※3 有価証券店頭指数等先渡取引とは、有価証券約定数値(有価証券指標として約定する数値)と有価証券現実数値(将来の一定の時期における現実の当該有価証券指標の数値)の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引をいいます。

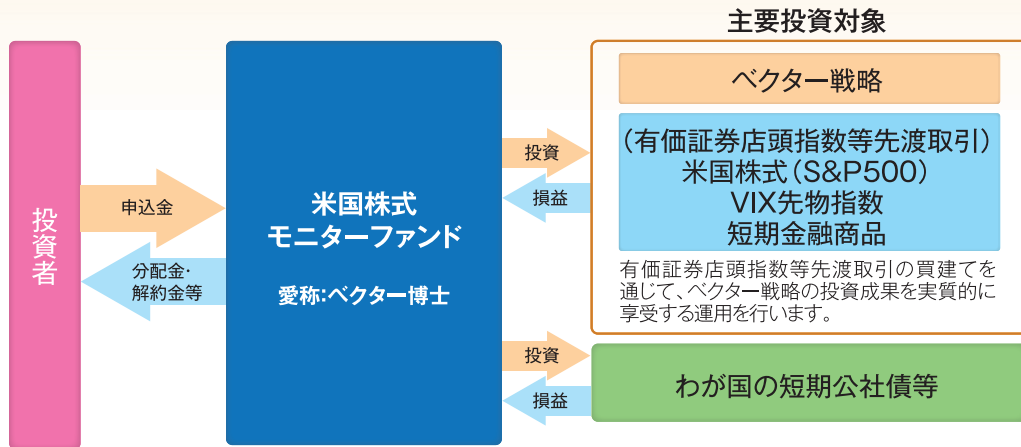
※4 有価証券店頭指数等先渡取引と同様の投資成果を享受する上場有価証券に投資する場合があります。なお、外貨建資産については為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

**2** 「ベクター戦略」を活用することで、株式投資における価格変動リスク\*の低減を目指すとともに、市場の下落局面においても新たな収益機会を獲得することを目指します。

※ 株式投資における価格変動リスクとは、値動きの振れ幅をいいます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

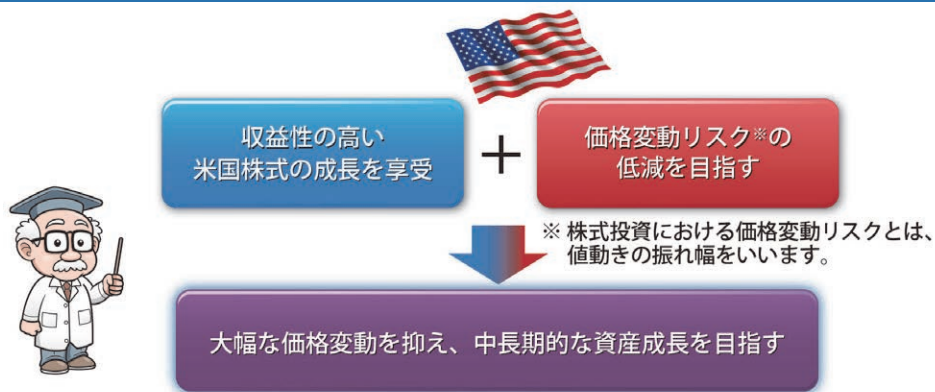
## ● ファンドの仕組み



- 有価証券店頭指数等先渡取引の組入比率は、原則として高位を保ちます。

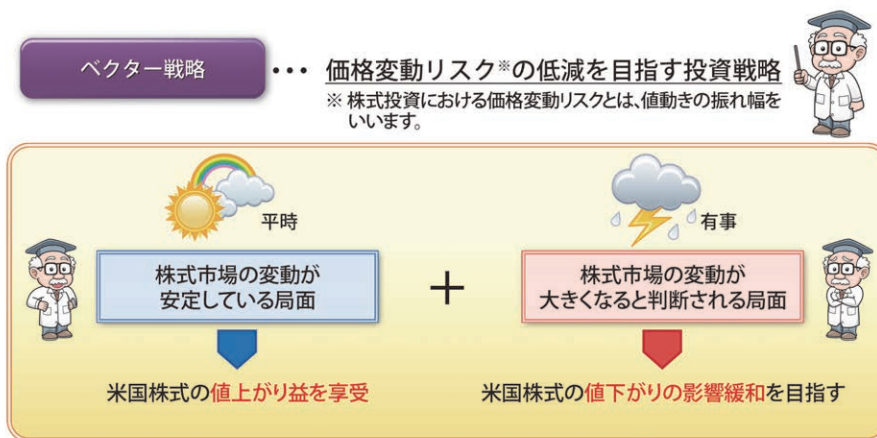
## ● ファンドのポイント

- ファンドは、今後も成長が期待される米国株式に実質的に投資を行いつつ、VIX先物指数への投資を行うことで、株式投資における価格変動リスクの低減を目指します。



## ● ベクター戦略とは

- ファンドでは、株式投資における価格変動リスクの低減を目指すため、「ベクター戦略」を活用します。



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## ● ベクター戦略の投資配分のイメージ

- ベクター戦略では、米国株式(S&P500)およびVIX指数の値動きや方向性を日々参照し、毎営業日 **投資配分比率を決定**します。
- 異なる性質を持つ2つの指数に対し、機動的な投資配分比率の見直しを行うことで、**安定した値動きを目指します**。



\* 株価急落時にVIX先物指数の上昇が鈍い等、戦略の成果が短期的に落ち込んだ場合には、資産保全のために各指数への投資を一時中断し、短期金融商品で運用を行うことがあります。

\* ベクター戦略では、各指数の値動きや方向性を参照してそれぞれへの投資配分比率を決定します。そのため、参照する指数の方向性が明確でない局面や、米国株式市場が大きく上昇する局面等、米国株式のみで運用する場合と比べて、投資効果が劣後する場合があります。

**資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。**

## ● 主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブ取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。</li> <li>・有価証券店頭指数等先渡取引の相手方は、契約時においていずれかの信用等级付業者等からBBB格以上の発行体信用等级付を取得している相手方、またはこれに準ずる相手方とします。</li> </ul>

## ● 分配方針

毎決算時(年1回、1月15日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。



# 追加的記載事項

## ● ベクター戦略の投資配分ルール

- ベクター戦略では、平時にはVIX先物指数への投資配分比率を減らし、米国株式(S&P500)の値上がり益の享受を目指します。
- 一方で、有事にはVIX先物指数への投資配分比率を増やし、株式の値下がりの影響緩和を目指します。

投資配分比率一覧表

### VIX 指数の方向性

【投資配分比率の表示例】  
米国株式(S&P500) / VIX先物指数  
97.5% / 2.5%



VIX指数の上昇傾向は、株価下落の予兆  
(VIX先物指数への投資配分を増やす)



有事

米国株式(S&P500) 約1カ月間の変動率	平時	VIX 指数の方向性		
		下落傾向	傾向なし	上昇傾向
~ 10%	97.5% / 2.5%	97.5% / 2.5%	90% / 10%	
10% ~ 20%	97.5% / 2.5%	90% / 10%	85% / 15%	
20% ~ 35%	90% / 10%	85% / 15%	75% / 25%	
35% ~ 45%	85% / 15%	75% / 25%	60% / 40%	
45% ~	75% / 25%	60% / 40%	60% / 40%	



株価の値動きが荒いのは下落の予兆  
(米国株式(S&P500)への投資配分を減らす)



有事

- 米国株式(S&P500)の約1カ月間(22営業日)の変動率を計測 [表内縦軸]
- 一定のルールに基づき、VIX指数の方向性を判定[表内横軸]
- 上記の市場変動を毎営業日判定し、左記の一覧表に応じて投資配分比率を決定
- 運用成果が5営業日前と比較して2%以上下落した場合には、翌営業日から短期金融商品に100%配分し、資産の保全を図る (上記の下落率が2%未満となった翌営業日から投資を再開)

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

価格変動 リスク	ファンドは、有価証券店頭指数等先渡取引を通じ、米国株式(S&P500)およびS&P500VIX短期先物指数を実質的な投資対象とします。また、ファンドでは有価証券店頭指数等先渡取引と同様の投資成果を享受する上場有価証券に投資する場合があります。当該投資対象指数は市場・経済の状況等を反映し変動します。当該投資対象指数が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。
信用リスク (カウンター パーティー リスク)	ファンドでは有価証券店頭指数等先渡取引を活用します。ファンドの行う有価証券店頭指数等先渡取引は、取引の相手方に証拠金や担保を差し入れ、投資成果を享受する契約です。また、ファンドでは有価証券店頭指数等先渡取引と同様の投資成果を享受する上場有価証券に投資する場合があります。当該取引の相手方および当該上場有価証券の発行体の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により契約が不履行になり、損失を被る可能性があります。
為替変動 リスク	ファンドは、円建ての有価証券店頭指数等先渡取引を活用して投資を行いますので、有価証券店頭指数等先渡取引の投資元本に関わる為替リスクはありません。ただし、損益部分については米ドル建てとなるため為替変動の影響を受けます。また、有価証券店頭指数等先渡取引と同様の投資成果を享受する上場有価証券(米ドル建て)については、原則として為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図りますが、完全にヘッジすることはできません。従って、通貨変動により、円高/米ドル安になった場合、基準価額が値下がりする要因となります。
流動性 リスク	市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となり、投資元本に欠損を生じるおそれがあります。

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。



## その他の留意点

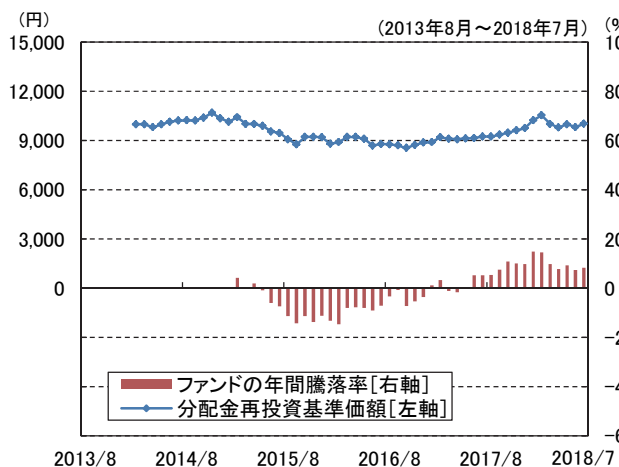
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 分配金に関する留意点
  - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドは、有価証券店頭指数等先渡取引を活用して、「ベクター戦略」の投資成果を実質的に享受することを目指す運用を行います。ファンドにおける「ベクター戦略」とは、S&P500エクセスリターン指数およびVIX短期先物エクセスリターン指数を投資対象として、一定のルールに基づき、日次でその投資配分を調整する投資戦略です。両指数の投資配分比率は、The S&P 500 Dynamic VEQTOR Indexと同等となることを目指しますが、資金動向や投資環境等により、必ずしも同等の投資配分比率とはならず、目標とする投資成果をお約束するものではありません。

## リスクの管理体制

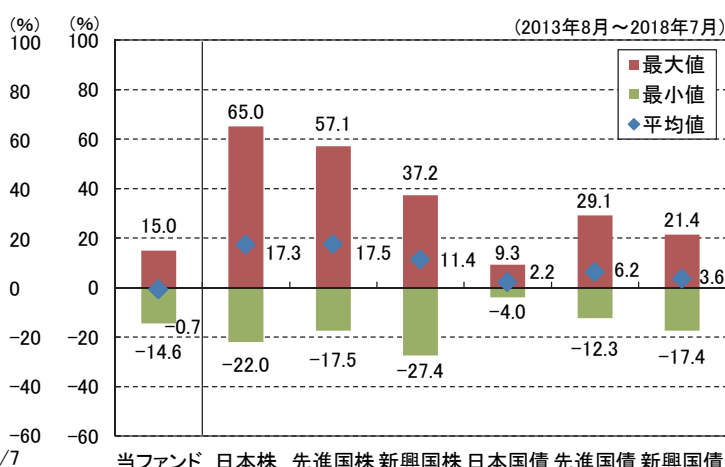
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

## 代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞



＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- \* ファンドは2014年2月28日に設定されたため、ファンドの騰落率及び分配金再投資基準価額は、2014年2月以降のデータをもとに表示しています。
- \* 右のグラフは、2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- \* 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- \* 上記の騰落率は2018年7月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

### ○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

- \* 詳細は「指数に関して」をご参照ください。

### ●指数に関して

- 「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

#### 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

#### MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

#### NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

#### FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

#### JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

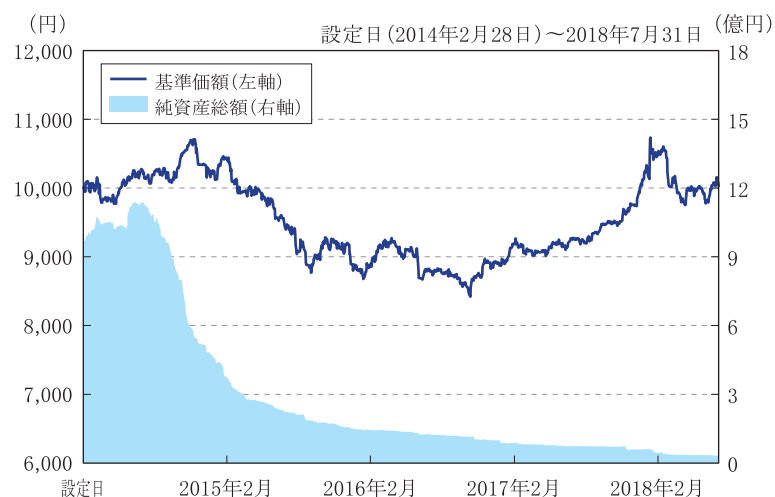


# 運用実績

2018年7月31日現在

## 基準価額・純資産の推移

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)



2018年1月	0円
2017年1月	0円
2016年1月	0円
2015年1月	0円
—	—
設定来累計	0円

※基準価額は信託報酬控除後です。

## 主要な資産の状況

### ●投資比率

債券	—
投資証券	6.0%
現金・預金等	94.0%
合計	100.0%
有価証券店頭指数等先渡取引(買建)	88.6%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

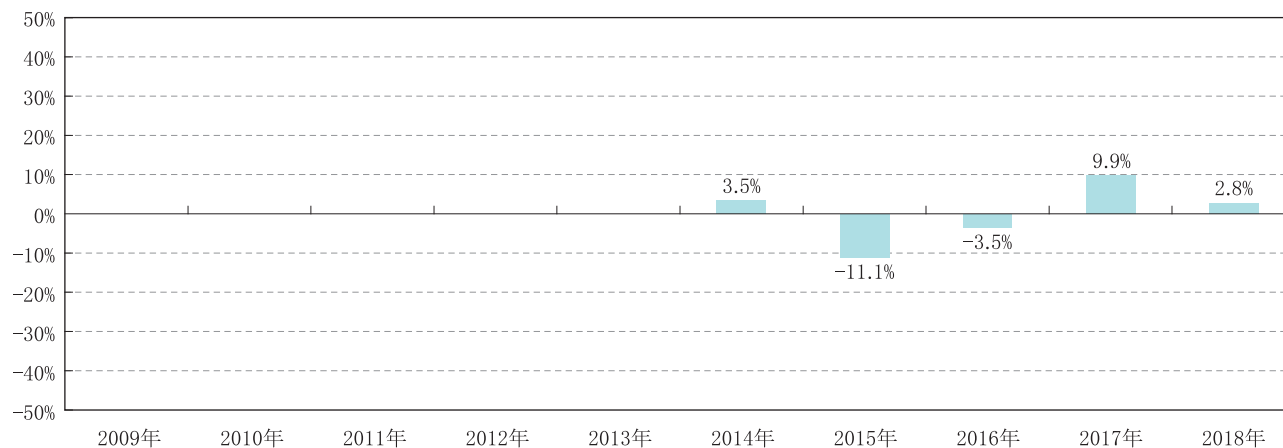
### ●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 1)	資産	償還年月日	比率
Barclays ETN+ DYN VEQTOR™	投資証券	2020/9/8	6.0%

### ●有価証券店頭指数等先渡取引の状況

銘柄名(銘柄数 1)	買建・売建	比率
The S&P 500 Dynamic VEQTOR Index	買建	88.6%

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2014年は設定日(2月28日)から12月末まで、2018年は年初から7月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時まで販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2018年4月14日から2019年1月31日まで
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、ベクター戦略の投資効果を提供する有価証券店頭指数等先渡取引の停止、市場の流動性が著しく低下した場合、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受けた申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	2019年2月28日まで(2014年2月28日設定)
繰上償還	主要投資対象とする有価証券店頭指数等先渡取引の相手方の信用状況が著しく悪化し、いずれの信用格付業者等からもBBB格以上の発行体信用格付を維持できなくなりかつ同等の取引を合理的な条件で行う相手方が他に見出せない場合、ベクター戦略の投資成果を提供する有価証券店頭指数等先渡取引契約が終了することとなる場合には、繰上償還されます。また、ファンドの受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	1月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 販売会社との契約によっては税引後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.tdasset.co.jp/">http://www.tdasset.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。
申込不可日	下記のいずれかに該当する日には、購入、換金の申込はできません。 ・ニューヨークの銀行休業日      ・ロンドンの銀行休業日      ・シカゴオプション取引所の休業日

## ファンドの費用・税金

### ● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																									
購入時手数料	購入価額に、 <b>3.24%(税抜3.0%)を上限</b> として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。																								
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。																								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																									
運用管理費用 (信託報酬)	<p>毎日、ファンドの純資産総額に<b>年1.566%(税抜1.45%)</b>の率を乗じて得た額とします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または償還時にファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 [運用管理費用(信託報酬)の配分] (年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各販売会社の純資産総額</th> <th>30億円以下の部分</th> <th>30億円超60億円以下の部分</th> <th>60億円超100億円以下の部分</th> <th>100億円超500億円以下の部分</th> <th>500億円超の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.648% (税抜0.60%)</td> <td>0.54% (税抜0.50%)</td> <td>0.459% (税抜0.425%)</td> <td>0.405% (税抜0.375%)</td> <td>0.378% (税抜0.35%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.864% (税抜0.80%)</td> <td>0.972% (税抜0.90%)</td> <td>1.053% (税抜0.975%)</td> <td>1.107% (税抜1.025%)</td> <td>1.134% (税抜1.05%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.054% (税抜0.05%)</td> <td>0.054% (税抜0.05%)</td> <td>0.054% (税抜0.05%)</td> <td>0.054% (税抜0.05%)</td> <td>0.054% (税抜0.05%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[運用管理費用(信託報酬)の対価の内容]                      委託会社: 委託した資金の運用等の対価                      販売会社: 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価                      受託会社: 運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</p>	各販売会社の純資産総額	30億円以下の部分	30億円超60億円以下の部分	60億円超100億円以下の部分	100億円超500億円以下の部分	500億円超の部分	委託会社	0.648% (税抜0.60%)	0.54% (税抜0.50%)	0.459% (税抜0.425%)	0.405% (税抜0.375%)	0.378% (税抜0.35%)	販売会社	0.864% (税抜0.80%)	0.972% (税抜0.90%)	1.053% (税抜0.975%)	1.107% (税抜1.025%)	1.134% (税抜1.05%)	受託会社	0.054% (税抜0.05%)	0.054% (税抜0.05%)	0.054% (税抜0.05%)	0.054% (税抜0.05%)	0.054% (税抜0.05%)
	各販売会社の純資産総額	30億円以下の部分	30億円超60億円以下の部分	60億円超100億円以下の部分	100億円超500億円以下の部分	500億円超の部分																			
	委託会社	0.648% (税抜0.60%)	0.54% (税抜0.50%)	0.459% (税抜0.425%)	0.405% (税抜0.375%)	0.378% (税抜0.35%)																			
	販売会社	0.864% (税抜0.80%)	0.972% (税抜0.90%)	1.053% (税抜0.975%)	1.107% (税抜1.025%)	1.134% (税抜1.05%)																			
	受託会社	0.054% (税抜0.05%)	0.054% (税抜0.05%)	0.054% (税抜0.05%)	0.054% (税抜0.05%)	0.054% (税抜0.05%)																			
その他の費用・手数料	<p>信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>																								

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



## ● 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合  
NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が  
一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・法人の場合は上記と異なります。
- ・税金の取扱いについては、2018年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。